

保険法立法時の想定と異なる実務の現状と今後の課題

－片面的強行規定に関する問題を中心に－

弁護士法人 大江橋法律事務所

弁護士 嶋寺 基

1. はじめに

2008年に6月に制定・公布された保険法が、2010年4月に施行されてからすでに6年半が経過している。保険法は、商法第2編（商行為）第10章（保険）に設けられていた保険契約に関する規定を約100年ぶりに全面的に見直し、商法から独立した法律として制定されたものである。このような制定経緯からも分かるとおり、保険法はいわゆる保険契約法に分類されるものであり、保険契約に関する一般的な契約ルールを定めるものであるため、保険業を行う事業者の規制を目的とする、いわゆる監督法である保険業法とは法律の性格が異なる。保険法は法務省が所管し、保険業法は金融庁が所管するという点にも両者の違いがある。

保険法の立法過程の議論において、まず最初に直面したのが、保険法と保険業法の性格の違いを考慮せずに、保険法が保険業及び共済事業に対する新たな規制を行うのではないか、保険業と共済事業の監督法のあり方に影響を及ぼすのではないか（両者の一元化の布石を打つものではないか）という疑心暗鬼の見方であった。このような疑心暗鬼は、一部には保険法の国会審議の場面でも見られ、衆議院及び参議院の法務委員会の附帯決議において、「保険法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法律であって、組織法や監督法の一元化を図るものではないことを確認すること」が明記される背景となったものである¹。

このような保険法の法律としての性格に関する一種の誤解は、法制審議会保険法部会における審議の中では次第に解消され、審議に参加する関係者の共通の理解として、保険法は監督規制とは切り離して「あるべき契約ルール」を定めようとするものであり、今後数十年にわたる社会情勢、経済情勢等の変化にも耐えられる基本的なルールを定めるものであるとの認識のもとに、議論が進められたものである。これこそが、民事基本法とも呼ばれる法のあるべき姿として、保険法が目指したものにほかならない。そして、このような法律の性格から、保険法の立法時には、将来の社会のニーズに応じて新たな保険商品が開

¹ 一部には法律の名称を「保険法」とすることにも抵抗があり、保険と共済の監督規制の一元化を図るものではないという趣旨を明らかにするため、「保険共済法」、「保険契約法」、「保険契約及び共済契約に関する法律」などとすべきとの意見も見られた。最終的には、講学上、保険契約に関する規律を指すものとして「保険法」という名称が定着していたこと等から、保険法の名称が採用されたものである。

発されることも想定し、保険法が定める基本ルールに反しない範囲で柔軟な商品設計が阻害されないよう、一定の抽象化した表現や規範的な文言を使用して法律の条文が作成されたものである。

ところが、いざ保険法が制定・公布され、それから約2年後の施行に向けて約款認可等の準備が開始されると、立法時の想定とは違う形で保険法の各条文が解釈されたり、監督官庁の方針もあって、立法時の想定とは異なる方向で保険法対応のための約款改定が進められるなど、実務に対して想定外の影響が生じることとなった部分も見られる。その結果、保険法の施行にあわせて認可を受けた約款やその際に構築された各社の実務の中には、個別の保険契約や保険金請求の実態とかい離れた硬直的なルールのために、種目ごとの特性に応じた柔軟な対応ができなかったり、事案ごとの適切な処理に支障を来したりするものが少なからず存在するようである。

一般論として、いったん法律が公布されると、その後に立法意思とは異なる形で法解釈が行われたり、理論的研究の深化とともに法解釈の変更が行われたりすることもあり得るため、立法過程における議論や条文作成の意図は決して絶対的なものではなく、法解釈の材料の1つとなるものにすぎない。しかし、現状の実務を再検証し、必要に応じてこれを改めていくためには、もともとの保険法の趣旨や立法時に想定していた実務への影響の範囲を正しく理解し、これと現状の実務との違いを知ることから始めることが重要であると思われる。

そこで、本報告では、保険法の施行から6年以上が経過した実務の現状を踏まえ、片面的強行規定に関する問題を中心に、立法時の想定と異なる影響が生じている点を分析するとともに、今後の課題になり得るとと思われる点を取り上げてみたい。

2. 片面的強行規定に関する誤解

保険契約は付合契約であることが一般的であり、契約内容について保険契約者と保険者との間の交渉の余地が少ないことから、法律の規定よりも約款の内容が優先されることになる。いくら法律で保険契約者等の保護を図ろうとしても、その趣旨を十分に実現することはできない。そのため、保険法では、保険契約者等の保護を図る必要性が高い規定について、当該規定よりも保険契約者等に不利な特約（約定）を無効とすることによって、保険契約者等の保護をより確実にしているものである²。つまり、片面的強行規定は、規定の本来の性質としては任意規定であるものの、政策的な観点から片面的な強行規定としての性質を与えられたものであり³、これにより保険者が作成する約款規定の有効性について一定の制限を行っている。

このように、保険法の片面的強行規定は、一種の約款規制としての効果を有するもので

² 山下友信＝米山高生編『保険法解説』（有斐閣）235頁（2010年）

³ 萩本修編著『一問一答・保険法』（商事法務）23頁（2009年）

あるが、この点が正確に理解されずに、個々の片面的強行規定の解釈・運用の場面において、片面的強行規定であることに伴う法的効果が、誤って拡大解釈されている部分が見られる。

一例を挙げれば、保険給付の履行期に関する規定（第 21 条、第 52 条、第 81 条）は片面的強行規定とされている（ただし各条の第 2 項は任意規定）が、当該規定の第 1 項では、保険法が定める「相当の期間」よりも長い支払期限を約款で定めることを制限しているものであり、これにより保険者が「相当の期間」を超えない範囲で約款上の履行期（保険金の支払時期）を定めることを想定しているものである。ところが、当該規定が片面的強行規定であることを理由に、個別の事案における保険金支払いの場面において、保険者が被保険者又は保険金受取人との間で遅延損害金を支払わない旨の合意（和解）をすることは認められないという解釈論が述べられることがある。

もちろん保険者が被保険者又は保険金受取人の意に反して遅延損害金の請求を放棄させることができないのは当然であるが、このことは、一般的な合意の有効性の問題であって、保険法の片面的強行規定から導かれる効果ではない。上記のような解釈論は、このような合意を認めると、保険法が「相当の期間」を超える部分につき保険者が遅滞の責任を負うこととしている趣旨が没却されるということを意識したものであると思われるが、単に「第 21 条（第 52 条、第 81 条）第 1 項の規定に反する特約で被保険者（保険金受取人）に不利なものは、無効とする」と定める保険法の規定をもって、保険事故発生後に当事者間で行われる和解を無効とする効果を導くことは、明らかに片面的強行規定の法的効果を拡大解釈するものにほかならない。

これはあくまでも一例であるが、約款規制としての効果を有する片面的強行規定の性質から離れて、その「趣旨」を拡大解釈し、保険者の実務上の運用を制限する効果を片面的強行規定から導くことは、保険法の立法時に想定していた法解釈とは異なるものである。

また、これと同様に、保険法施行後の実務の現場では、「片面的強行規定であること、イコール、保険契約者側に有利に解釈・運用すべきもの」という誤った構図で理解され、例えば「告知義務に関する規定は片面的強行規定であるから、解除を行うことができる場面は特に悪質なケースに限られる」などの説明が行われているのを耳にすることがある。

しかし、これも保険法の片面的強行規定の意味を拡大解釈するものにほかならず、法律を盾に解除権を振りかざす事態を避けようとする姿勢自体は好ましいものであるが、かといって片面的強行規定であるから解除権の行使が謙抑的に行われるべきとの説明は、理論的に正しい説明とはいえない。告知義務違反による解除についていえば、保険法が定める要件よりも緩やかな要件で保険契約を解除する旨（例えば保険契約者が軽過失であっても解除を認めること等）を約款で定めたり、保険法が認める解除の効果よりも厳しい効果を生じさせる旨（例えば因果関係がない場合でも免責を認めること等）を約款で定めたりすることは片面的強行規定に抵触するものであるが、保険法における解除の要件に該当す

る以上、その行使を謙抑的に行うべきであるとの効果が、片面的強行規定であることから導かれるものではない。

このような片面的強行規定についての誤解は、保険会社や共済の業務を監督する監督官庁のスタンスによって影響を受けている部分も少なからずあるように思われる。あくまでも私見であるが、保険法を所管するのは法務省であり、保険会社や共済の監督官庁には保険法の有権解釈権限がないこともあって、保険法の適用に関しては、保険契約者側の保護という視点をより重視して、極力保守的に解釈・運用するように監督官庁からの指導が行われる傾向にあるように感じられる。このことは監督上の立場としては決して誤りではないが、保険会社の実務を担う現場サイドとしては、そのような監督官庁のスタンスに配慮するあまり、過度に保険法の契約者保護の側面を強調しすぎるきらいがあり、このことが上記のような片面的強行規定の拡大解釈につながっているのではないかと推察される。

片面的強行規定であることの意味を正しく理解し、保険法の片面的強行規定から生じる効果と、保険法以外の保険業や共済事業の監督の要請から求められる契約者対応をきちんと区別することが必要であると思われる。

3. 国会審議における附帯決議の位置づけ

保険法が制定・公布された後に、もともとの立法時の想定と異なる実務が行われることとなった原因の1つに、衆議院及び参議院の法務委員会における附帯決議の存在がある。附帯決議とは、法務委員会で法案が可決される際に決議された「留意事項」であり、それ自体は法的拘束力を有するものではないが、その後の監督官庁による保険会社及び共済の監督・指導に大きな影響を及ぼす結果となったものである。

具体的には、①告知義務に関し、「改正の趣旨に反しないよう、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にした告知書の作成など、告知制度の一層の充実を図る」(衆議院法務委員会)、②保険給付の履行期に関し、「『相当の期間』に関しては、これらの規定の趣旨を踏まえ、契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督する」(参議院法務委員会)、③重大事由による解除に関し、「保険金不払いの口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たっては、第30条第1号若しくは第2号等に匹敵する趣旨のものであることを確認する」(参議院法務委員会)など、多岐にわたる事項について附帯決議が行われている。

これらの附帯決議は、その冒頭に「政府及び関係者は、法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである」と記載されていることから明らかなとおり、保険法の解釈指針を示すものではなく、立法府である国会(衆議院及び参議院の法務委員会)から、行政府である内閣及び各官庁に対して、保険会社及び共済の監督・指導を行う上で留意事項を示したものである。このような附帯決議の位置づけを誤解し、あたかも保険法の解釈指針の一部であるかのように解釈論の中で言及されている場合もあるが、このよ

うな解釈手法は必ずしも正確なものではない。

特に、附帯決議のうち一部の留意事項については、法制審議会保険法部会での議論や条文作成の前提を正確に反映していないものも含まれているため、これらの事項については法解釈の問題とは区別して理解する必要がある。

例えば、保険給付の履行期に関し、「現行約款が規定する損害保険契約にあつては 30 日、生命保険契約にあつては 5 日、傷害疾病定額保険にあつては 30 日の各期限が『相当の期間』の一つの目安となることを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認可しない」（参議院法務委員会）と記載されている。しかし、法制審議会保険法部会での議論では、保険契約には様々な種類や内容のものがあり、今後も社会のニーズに応じて新しい種類の保険契約が開発される可能性があること、調査に必要な合理的な期間は保険契約の種類や内容によって異なり得ることから、具体的な日数で一律に法定することは適当でないと判断されたものである⁴。このような保険法部会での議論からすれば、上記附帯決議に記載されているような 30 日ないし 5 日が一律に「相当の期間」の基準となるものと解することはできず⁵、後述するとおり、保険契約の種類や必要な調査の内容等に応じて「相当の期間」は異なるものと解すべきである。

さらに、重大事由による解除に関しても、「保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督する」（参議院法務委員会）と記載されている。しかし、法制審議会保険法部会での議論では、除斥期間の定めを設けることによって重大事由による解除の規定が目指す効果が期待できなくなること、保険契約者側の悪質性が非常に大きく、不正利用防止の必要があるため、保険者の解除権行使を制限して法的安定性を図るべき場面ではないことから、重大事由による解除権の行使期間に制限を設けるのは適当でないと判断されたものである⁶。このような保険法部会での議論からすれば、保険法の解釈として、重大事由による解除権の行使が合理的期間内に制限されると解すべきではなく、例外的に保険者が保険料を取得する目的で意図的に解除権の行使を遅らせたような場合には、権利濫用や信義則等の一般法理に基づきその行使が制限される可能性があるとしても、そのような事情がない限り、解除権の行使期間は制限されないものと解すべきである。

このように、国会審議における附帯決議は、必ずしも法制審議会保険法部会での議論を正確に反映しているものではなく、理論的には保険法の解釈指針となるものではない点に留意が必要である。

⁴ 萩本・前掲注 3) 76 頁

⁵ 保険法では、「相当の期間」の起算点を定めておらず、約款でいつの時点から起算して何日以内に保険金を支払うかを定めることを想定し、その定めが全体として「相当の期間」を超えるものとなっていないかという観点から、保険法の片面的強行規定が適用されるものである。この点からも、日数のみをもって「相当の期間」の目安とする附帯決議を一律に適用することには合理性がないと考えられる。

⁶ 萩本・前掲注 3) 102 頁

4. 保険者による保険契約の解除

(1) 告知義務違反による解除

保険法では、告知義務及び告知義務違反による解除に関する規定（損害保険契約においては、保険法第4条、第28条、第31条）について、除斥期間等に関する一部の規定を除き、基本的に片面的強行規定としている。ここでの片面的強行規定の解釈・運用について、保険法の立法時の想定と異なる実務が一部に見られる。

第1に、保険法では告知事項を「危険に関する重要な事項のうち保険者になるものが告知を求めたもの」と定めているところ、保険契約の締結の際に「危険に関する重要な事項」に含まれない事実についても、保険者から保険契約者等に対して質問を行うことができるかという問題がある。ここでの問題意識は、保険法が告知義務の対象について定める第4条、第37条及び第66条を片面的強行規定としているため、告知事項に含まれない事実を質問すること自体が「保険契約者等に不利な特約」に該当し、片面的強行規定に抵触するのではないかという点にある。

この点、約款で「危険に関する重要な事項」に含まれない事実についても保険契約者等に告知義務を負わせることとし、当該事実について告知義務違反があった場合に保険契約を解除する旨の規定を設けることは、保険法よりも緩やかな要件によって保険契約の解除を行うものであり、保険法よりも保険契約者等に不利な特約に該当するため、保険法の片面的強行規定に反して無効となることは明らかである。

しかし、告知義務違反としての保険契約の解除や免責という効果を伴わずに、単に引受け判断の材料とするために質問するにとどまるものであれば、対象となる事実が「危険に関する重要な事項」に含まれないものであったとしても、第4条、第37条及び第66条の片面的強行規定に抵触するものと解釈すべきではないと考えられる。なぜなら、告知義務の対象に関する規定は、そのみで片面的強行規定への抵触を判断するのは妥当でなく、告知義務違反による解除や解除の効力に関する規定と一体となって、保険法の規律よりも保険契約者等にとって不利なものであるか否かを判断する必要があるからである。このことは、保険法において告知義務違反による解除に関する規律を設ける際に、保険法の体系的な整理の観点から、保険契約の「成立」「効力」「保険給付」「終了」に分けて条文を設けたことに伴い、告知義務に関する一連の規定が「成立」と「終了」の箇所に分かれて条文が置かれたものにすぎず、保険法の立法過程においてこれらは一体の規律として議論が行われていたことから、上記の解釈が裏づけられるものである。このように、告知義務違反に関する一連の規定は、それぞれの規定を分断して片面的強行規定の解釈を行うことは予定されておらず、一体として保険法の規律よりも不利であるか否かが判断されるべきも

のである⁷。

第2に、保険法では「保険契約の締結の時において、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき」を解除権阻却事由の1つとして定めているところ、実務の現場では、ここでの保険者の過失不知をかなり広く解釈する傾向にあるように感じられる。そして、この場面でも片面的強行規定の意味が拡大解釈され、当該規定が片面的強行規定である以上、保険契約者側に有利に解釈すべきとの誤解が一部に見られるものである。

たしかに条文の文言上は、「保険者が過失によって知らなかったとき」という幅広い解釈が可能な表現となっているため、例えば、被保険者が新たな保険契約の申込時に故意・重過失により既往症の告知を行わなかったとしても、過去に別契約に基づく保険金請求の際に保険者が受領したカルテや診断書の一部に被保険者の既往症の記載があった場合には、保険者がより注意を尽くしていれば当該既往症の事実を認識することができたとして、保険者の過失不知に該当すると現場で判断している場合もあるようである。

この点については、既往症の内容やカルテ等の具体的な記載によっても異なるが、保険法が保険者の過失不知を解除権阻却事由としたのは、保険取引上における衡平の観点に基づくものであるから、保険者に調査義務を課すような解釈は必ずしも妥当でないと考えられる。特に、商法の下では保険募集人による告知妨害を保険者の過失不知に含めて解釈する見解もあり、保険者の過失不知を広く解釈しようとする試みが行われていたが、保険法では保険募集人による告知妨害について明文の規定が設けられ、しかも不実の告知と告知妨害との間に因果関係がない場合は解除権の阻却を否定するなど、精緻に規律が設けられているものであるから、保険者の過失不知についても告知義務者の帰責性との関係でバランスのとれた解釈を行うべきであると考えられる。したがって、上記のような例については、基本的には保険者に過失不知による責任を負わせるべき場面には該当しないと考える。

第3に、保険法施行後の裁判例の中には、告知妨害に関する保険法の規定をその文言よりも広く解釈し、保険者の解除権を否定しているものが一部に見られる。例えば、募集人資格を有しない共済団体の職員が、共済契約者とのやりとりの中で同人が負傷して通院した旨を聞いたにもかかわらず、その治療の内容について質問せず、申告書等にその旨の記載を要することの説明をしなかった事案につき、当該職員を「実質的には共済媒介者に該当する」とした上で、「負傷の治療について確認し、告知事項につき正しく回答するよう助言するなどして、告知事項につき正しく回答する機会を与えるべきであった」として、これを「告知事項に関する告知を妨げたものと評価することができる」と判示した裁判例（大阪高判平成27年4月24日判例集未掲載）もあるなど、保険法の立法過程において議論さ

⁷ 山下＝米山・前掲注2) 172頁においても、「本条が片面的強行規定であるということは、重要でもない事項について質問して（違反すれば解除できることになるという意味での）告知義務を課してはならないという意味で理解すべきものであり、質問する事項が絶対的に重要性のある事項に関するものに限定されるというように理解すべきものではない」と説明されている。

れていなかった場面についてまで、告知妨害の規定を拡大して適用している例があるようである。

保険法の立法過程においては、保険募集人が告知義務者の判断を歪める行為を行ったことをもって、保険者の解除権を阻却させることの正当性を裏づけることになると考えていたものであり、このことから、「事実の告知をすることを妨げたとき」、「事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき」という文言で規定が設けられたものである。このように、告知義務者の判断を歪めることが告知妨害に関する規律の本質であることからすれば、告知内容の確認をしなかったことをもって「妨げた」又は「勧めた」と判断することは、保険法の文言からかい離した解釈であるといわざるを得ない⁸。

(2) 重大事由による解除

保険法では、重大事由による解除の規定を新設し、保険契約者等が保険金を取得する目的で故意に保険事故等を生じさせた場合や、保険金の請求にあたって詐欺を行った場合など、保険契約上の信頼関係を破壊するような事象が生じた場合には、保険者が保険契約を解除することができる⁹と定めている（第 30 条、第 57 条、第 86 条）。また、この場合の解除の効果として、保険契約の効力が将来に向かって失われることに加え、重大事由が生じた時から解除がされた時まで¹⁰に発生した保険事故等について保険者は免責となることを定めている（第 31 条、第 59 条、第 88 条）。そして、重大事由による解除に関する規定は片面的強行規定とされているが、当該規定の解釈・運用についても、保険法の立法時の想定と異なる実務が一部に見られる。

第 1 に、保険会社の実務においては、重大事由該当性は極めて厳格に解釈され、理論的には保険契約の解除が可能な場面でも保険者はあまり解除権を行使しない傾向にあるように感じられる。その理由としては、前述したように片面的強行規定の意味が拡大解釈され、重大事由による解除は謙抑的に行使しなければならないとの誤った理解がされていることや、過去に保険金不払い問題が社会問題化した際に、約款規定に該当しない場合にまで解除権を行使していた事例があったことに対する反省が、保険会社のスタンスに影響しているものと推察される。

しかし、保険法がこれを片面的強行規定とした趣旨は、保険法が定める重大事由よりも軽微な事由によって保険契約を解除する旨を約款で定めることを制限すること¹¹にあり、保険法が認めた重大事由を極力狭く解釈することや、解除権を謙抑的に行使することを求める趣旨を含むものではない。保険法は、保険契約者側の保護のためのルールも数多く設け

⁸ なお、保険法施行後の損害保険会社の約款では、「当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げたときまたは事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めたとき」が解除権の阻却事由として定められている。実務上大きな問題となるものではないが、保険法第 28 条第 2 項第 2 号では、保険媒介者の定義から「保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者」を除いており、上記の約款では保険法よりも広く解除権の阻却事由が定められていることになる。

ているが、重大事由による解除はこれらと性質を異にするものであって、保険契約の健全性を確保し、モラルリスクを含む保険の不正利用に対して毅然とした態度で臨むこともまた、保険法の重要な目的の1つであることを忘れてはならない⁹。

例えば、実務上議論になり得る問題として、少額の水増し請求や診断書の部分的な加筆であっても重大事由に該当するかという問題がある。これに対しては否定的な見解もあるが、私見としては、これらは基本的に重大事由に該当すると考えるものである。そもそも保険契約においては、保険事故は保険契約者側の支配圏内で発生し、保険者は事故や損害の状況を正確に知り得ないため、保険者としては、保険金請求手続を通じて保険契約者側から正確な情報を取得しなければ、支払事由の該当性や免責事由の有無等を正しく判断することができないという構造的な問題（いわゆる情報の偏在化）がある。そのため、保険契約者等が保険者に対して正確な情報を提供することは、保険契約における本質的な責務であり、その過程で虚偽や不正な申告が行われた場合には、保険者はこれに気づかないまま誤って保険金を支払ったり、本来よりも過大な保険金を支払ったりするおそれが高くなる。したがって、水増し請求をすることは、その行為自体が保険契約の信頼関係を著しく損なうものであって、必ずしも水増しの程度によって重大事由に該当するか否かが左右されるものではないと考える。また、診断書等の第三者が作成名義となっている書類に何らかの手を加えた場合は、これが直ちに保険金の支払可否に影響を及ぼすものでないとしても、上記のような正確な情報提供の要請からみて、基本的に信頼関係を損なう行為であると考えられる。

第2に、重大事由による解除のバスケット条項（第30条、第57条、第86条の各第3号）の解釈について、重大事由による解除の規定が片面的強行規定とされたことから、その適用範囲を極めて限定的に解釈すべきであると誤解されている向きもあるが、そのような解釈は正しくない。保険法は、第1号（保険金取得目的の事故招致）及び第2号（請求詐欺）の重大事由だけでは対応できないからこそ、第3号の重大事由を設けたのであって、第3号の重大事由に該当する場合に適切に保険契約を解除することもまた、保険法の要請であると考えられる¹⁰。

どのような場合にバスケット条項に該当するかについては、複数の事情をあわせて重大事由に該当するかどうかを判断するのが一般的な手法であると考えられ、その際に考慮される事情としては、①契約加入時の事情（収入に比して過大な保険料等）、②契約加入後の事情（加入直後の事故発生等）、③保険事故発生後の事情（調査時における調査拒否等）、④その他の事情（多数の事故による保険金の取得等）が含まれると考えられる。

⁹ この点、国会審議における附帯決議では、「保険者が解除権を濫用することのないよう、解除事由を明確にするなど約款の作成、認可等に当たり本法の趣旨に沿い十分に留意する」（衆議院法務委員会）との記載がされているが、前述したとおり附帯決議は保険法の解釈指針の一部となるものではないため、この記載を理由に保険法が解除権の行使を謙抑的に行うよう求めていると解釈することは誤りである。

¹⁰ 萩本・前掲注3）101頁（注5）

このように、バスケット条項の適用にあたっては、複数の事情をあわせて判断するのが基本であるが、保険契約の締結後に他の保険契約の存在が判明し、ごく短期間の間に著しく重複した保険契約に加入していた事実が明らかとなった場合には、収入との関係によっては、これらの契約加入状況をもって重大事由該当性が認められる可能性があるものと考え¹¹。法制審議会保険法部会においても、審議の当初から他の保険契約との重複加入が重要な問題の1つとされ、他の保険契約の告知義務に関する規定を設けるか否かとあわせて、「他の保険契約を含む保険金額の合計額が著しく多額であり、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合」といった事由を重大事由の例示として掲げることが検討された。最終的には、他の保険契約も告知義務の対象に含まれるとの整理が行われるとともに、著しい重複加入の場合にはバスケット条項に当たるケースもあるとして重大事由の1つとして例示することは見送られたものの、このような著しい重複契約が存在する場合には典型的にみて不正請求のおそれが高いことを前提に議論が行われたものである。

この点に関して、ごく短期間に保険契約が著しく重複したというだけでは、保険契約者との信頼関係を破壊し保険契約の存続を困難とするという要件を充たさないという見解も見られる。たしかに、一律に重複加入している保険契約の数だけで判断できるものではなく、加入動機等によって合理性が認められる場合があることも否定はできないが、対象となるリスクの内容や支払われる保険金の総額、契約締結の時期、契約の件数等の客観的な契約加入状況からみて、保険契約関係として極めて不自然であり、経験則に照らして不正利用の意図が窺われると判断できる場合もあることから、客観的な契約加入状況だけでは重大事由該当性が認められないと一律に解することは、保険法が重大事由による解除の規律を新設した目的が十分実現できないおそれがあるため妥当でない¹²と考える。

なお、近時においては、金融庁も保険会社に対して不正請求について適切な対策を講じることを監督・指導する傾向にあり、不正請求対策は保険業界の重大な関心事の1つとなっている。また、保険業界による不正請求に対する取組みの結果、比較的掛金の安い共済契約の重複加入が増えていることや、(特に精神疾患において)病院側が患者の希望に応じて広く入院を受け入れる結果、入院期間が長期化する傾向があることなども指摘されている。臨床的には患者の希望であっても医師の判断で入院の必要性があると認める場合があ

¹¹ 実際に、保険法施行後に締結された共済契約の重大事由該当性が争われた訴訟において、入院日額の総額が7万6000円となっている自営業者の事案につき、統計上の自営業者の入院給付日額の平均額を大幅に上回る保障額であることのみをもって、「原告の共済契約及び保険契約の加入状況は、他の共済契約又は保険契約等との重複により、原告に係る共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態になっているといわざるを得ない」と判示している裁判例も存在する(東京地判平成28年3月3日判例集未登載)。

¹² この点、萩本・前掲注3)100頁では、「例えば、保険契約者がごく短期間の間に著しく重複した保険契約に加入し、結果として毎月の保険料の支払額が自己の月収を超えるような状況となり、かつ、保険者にそれを秘匿していたというような事情があったような場合」が重大事由の例として挙げられているが、このような場合に限定される趣旨ではなく、重複の程度によってはこれらの付加的な要素が常に不可欠であるとはいえないと考えられる。

り、これが直ちに問題であるとはいえないが、多数の保険契約に加入していることが長期の入院を希望するインセンティブとして作用する（つまり保険の存在が患者の行動を歪めてしまう）ことは、本来あるべき保険契約の姿とはいえない。保険契約及び共済契約の健全な利用を図ることは、偶然の事故に備えて必要な保障を得ようとする善良な保険契約者のためにも業界を挙げて取り組むべき課題であるため、不正請求を防止するための方策の1つとして、重大事由による解除のルールを空洞化させないよう適切な解釈・運用を行う必要があると考えられる。

5. 保険給付の履行期

保険法では、保険給付の履行期に関する規定（第21条、第52条、第81条）を新設し、約款で保険金の支払期限を定めた場合であっても、その支払期限が「相当の期間」を超える場合には、当該「相当の期間」をもって支払期限とすることを定めている（各条の第1項）。これにより、保険者が「相当の期間」を超えない範囲で約款上の履行期（保険金の支払時期）を定めることを想定しているものであるが、実際の約款や実務の解釈・運用を見ても、一部に保険法の立法時に想定していた状況と異なる点があるように感じられる。

第1に、保険法の施行直前に各社において保険法対応の約款改定が行われたが、その際に課題の1つとなったのが履行期の定め方であった。保険法は「相当の期間」としか規定しておらず、具体的な日数を示していないため、合理的な調査期間を約款で定めるために、どのような調査事項を定め、かつ、どの程度の日数を支払期限とするかが検討事項となったものである。

この点、実際には、保険法の公布から施行までの限られた期間内に大量の保険種目の約款を改定する必要があったため、損害保険会社では、損害保険料率算出機構が作成する標準約款をベースに各社の約款改定が行われ、生命保険会社でも、業界のモデル約款例等をもとに各社の約款改定が行われた。その結果、保険法対応に関しては、各社間でほぼ同じ内容の約款改定が行われただけでなく、保険種目間でもほとんど差異を設けない形で統一的な約款改定が行われたものである。

例えば、損害保険会社の保険金の支払時期に関する約款改定では、ほぼ一律に、原則的な支払日数を30日とし、特別な調査・照会が不可欠な場合の延長事由についても、「警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日」、「専門機関による鑑定等の結果の照会 90日」、「災害救助法が適用された被災地域における調査 60日」などと定められており、個別の延長事由だけでなく、それぞれの支払日数まで同一となっている。

このことは、上記のとおり限られた期間内に金融庁の認可を得る必要があったことから、各社とも保険種目を問わずに同一の内容の約款改定を行うことを選択したものと考えられるが、このような状況は保険法が本来想定していたものとは明らかに異なる。

損害保険契約の例を挙げれば、保険法第21条第1項は、「保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、てん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。」と定めている。ここで「相当の期間」という文言を使用しているのは、保険種目ごと、あるいは保険会社の規模等に応じて、合理的な調査期間は異なるため、それぞれの約款ごとに異なる支払日数を定めることを想定しているものである。ところが、上記のとおり全社一律、かつ、保険種目を問わず同一の支払日数を定めている現状は、保険法がわざわざ「相当の期間」と定めた趣旨と整合しないものである。また、支払日数だけでなく、延長事由として定める特別な調査や照会の内容も保険種目ごとに異なるのが当然であり、これがすべて同一となっている現状も、保険法の本来の趣旨と異なるものといわざるを得ない¹³。

これはあくまでも一例にすぎないが、保険法は、片面的強行規定に反しない限り、保険種目や保険会社ごとの特性を約款に反映できるようにしているものであり、この点を誤解して、他社と異なる約款の定めを設けることは認められないという誤った理解が広まっているのではないかと懸念される。保険法の施行から6年以上が経過した現在において、改めて保険法に関連する約款の規定を各社ごとに再評価し、必要に応じて約款の改定を実施していく必要があるように感じられる。

第2に、保険法施行後の約款の適用に関する解釈問題の1つとして、約款で定めた支払期限よりも前に実際の調査が終了した場合に、調査終了時から保険者は遅滞の責任を負うことになるのかという問題がある。

この点に関して、調査終了時から保険者は遅滞の責任を負うとする見解も見られるが、保険法はそのような前提で規定を設けていない。すなわち、保険法は、保険給付の履行期自体を法律で定めるという方法をとっておらず、保険金の支払時期をいつにするかは本来契約自由の原則が適用される場面であることを踏まえ、約款で定めた支払期限が不相当に長い場合にのみ「相当の期間」をもって支払期限とするという定め方をしているものである。そして、ここでの「相当の期間」は個々の請求ごとに判断するのではなく、典型的にみて合理的な調査期間はどの程度かによって判断することとしている。このように、保険法は、約款における合意の有効性を法律により担保するという形でルールを定めており、そこでは類型ごとに依拠して支払期限の相当性の判断をすることを前提としているものであるから、当該約款における支払期限の定めが有効である以上、仮に個別の請求についてその支払期限よりも前に調査が終了したからといって、調査終了時から保険者は遅滞の責任

¹³ なお、生命保険会社の約款においては、延長事由は同一であることが多いが、支払日数については会社ごとに差異が見られる。

を負うことになるわけではない¹⁴。

なお、このような整理に対しては、調査が終了しているにもかかわらず保険者が保険金の支払いを遅延させるのは不当であるとの見方があるかもしれないが、それは一般法理における権利の濫用や信義則上の損害賠償責任の問題として議論すべきであって、保険法の規定の効果として論じられるべきものではない。

第3に、保険法施行後の損害保険会社の約款においては、上記のとおり原則的な支払日数を30日とした上で、特別な調査・照会が不可欠な場合の延長事由を定める建付けとしているが、この延長事由の適用に関し、「この場合においては、当社は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金請求権者に対して通知するものとします。」と規定していることから、当該通知が遅れた場合には支払期限の延長が適用されないのではないかという問題もある。

この点、保険法の保険給付の履行期に関する規定は、類型ごとに応じた「相当の期間」をもって保険金の支払期限とすることとしており、その類型に該当すれば当然にそれに応じた履行期が適用されることが前提とされている。そのため、保険法の趣旨に照らせば、保険者からの通知の有無によって支払期限の適用が左右されるのは相当でないと考えられる。また、約款の規定の解釈としても、まず第1文において「特別な調査または照会が不可欠な場合」には支払期限が延長される旨を定めた上で、第2文において「この場合においては」通知を行うとしているものであって、当該通知が支払期限を延長するための要件として規定されていない点も重要である。

したがって、延長事由の適用に関する通知が遅れたとしても、これによって保険者は原則的な支払期限である30日が経過した時点から直ちに遅滞の責任を負うことになるわけではなく、各延長事由に応じて支払期限の延長が認められるものである¹⁵。

このように、保険給付の履行期は、保険法において新設された規定であることもあって、立法時の想定と異なる形で約款改定が行われたり、約款の解釈・運用にあたって誤解が生じたりしている場面もあるように感じられるが、今後何十年にもわたり安定的な実務を行うためには、保険法施行後の保険金支払実績をもとに、保険法の施行直前に各社で構築した運用ルールを再検証し、必要に応じてマニュアル等の見直しを行うことが必要であると思われる。

¹⁴ 萩本・前掲注3) 72頁(注4)においても、「仮に個別の請求において当該合理的な期間を経過する前に必要な調査が終了したとしても、保険者はその調査が終了した時から遅滞の責任を負うことになるわけではありません」との説明がされている。

¹⁵ 実際に、保険法施行後の約款に基づく遅延損害金の起算日が争われた訴訟において、「原告は、保険金支払期限を180日を経過する日まで延長するためには、被告が原告に対して支払請求日から30日以内に確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を通知することが必要である旨主張する。しかし、本件約款上、上記通知は期限延長の要件とはされていないというべきであるから、原告の主張は採用できない」と判示している裁判例も存在する(東京地判平成25年5月17日ウエストロー2013WLJPCA05178002)。

6. 片面的強行規定の適用除外

保険法は、損害保険契約のうち、事業活動に特有のリスクに備えるための保険については、片面的強行規定の適用除外とすることを定めている。具体的には、(1)海上保険、(2)航空保険、(3)原子力保険、(4)その他事業活動に伴う損害をてん補する損害保険には、片面的強行規定の適用がないものとし、任意規定として当事者間で自由な約款の定めができるように意図している。

ところが、実際には、保険法の施行直前の約款認可の過程で、これらのいわゆる企業保険についても家計保険と同一の約款の定めとすることが基本とされ、家計保険と異なる定めを設けるのは最小限の規定に限ることとされた経緯がある。その結果、わざわざ片面的強行規定の適用除外とした保険法の趣旨と異なり、大半の企業保険の約款において（企業保険の典型である海上保険でさえ）、家計保険と同様の定め（すなわち片面的強行規定を前提とした保険契約者側に有利な定め）が設けられることとなったものである。

例えば、告知義務に関して、告知義務違反と保険事故の発生との間に因果関係がない場合には保険金を支払う旨の規定（いわゆる因果関係不存在特則）が設けられている点や、保険金請求に関して、請求書類に虚偽の記載をした場合や証拠を偽造した場合等に全部免責となる旨の規定を削減払いの規定に変更した点、保険金の支払時期に関して、請求書類として提出を求められることができる書類の範囲を限定し、支払日数についても家計保険とほぼ同一の日数を定めている点など、本来は保険法で自由な特約を定めることが認められているはずの規定が、保険法の施行を機に家計保険と同一の定めに変更されている部分が多数見受けられる。

このような経緯により、企業保険の分野においても、保険契約者である企業を厚く保護する約款が広まることとなったものであるが、特に大企業が保険契約者となる特殊な保険契約についてまで同一の約款が適用されることは、保険法の立法時の想定とは明らかに異なるものである。このことは、裏を返せば、保険契約における管理コストや支払保険金の増加を意味し、これが保険料の低廉化を阻む要因となり、ひいては保険契約者たる企業にとっての負担の増加につながるものである。

このような結果は、片面的強行規定の適用除外を定めた保険法の本来の趣旨と異なるため、改めて企業保険の種目ごとにあるべき約款の定めについての検討を行い、必要に応じて約款の改定を実施していく必要があると思われる。

7. その他

保険法の立法時の想定と異なる実務について論じる上で、保険法の制定以降に出された最高裁判決や法改正との関係を検討しておくことにも意義があると思われるため、最後にこれらについて若干の言及をしておきたい。

(1) 請求権代位に関する最高裁判決

自動車保険の人身傷害条項における保険会社の請求権代位の範囲については、従来から裁判基準差額説、人傷基準差額説等の争いがあったが、最判平成24年2月20日民集66巻2号742頁は、「保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者がその他人に対して有する権利を取得する」と定める保険法施行前の約款に関し、裁判基準差額説を採用することを明らかにした。その理由としては、①人身傷害補償保険の趣旨・目的が、被害者の過失の有無、割合にかかわらず被害者に生じた損害をてん補する点にあること、②約款における「保険金請求権者の権利を害さない範囲」との文言は、保険金請求権者に過失相殺前の損害額を確保できるようにする趣旨と解するのが合理的であることが述べられている。

保険法では、商法の下で一部保険の場合の請求権代位の範囲につき、絶対説、比例説、差額説等の争いがあったところ、このうち差額説を採用することを法文上明確にしたものである。また、保険法施行後の一般的な約款では、保険法における差額説と同様の趣旨で、「①保険会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者又は保険金請求権者が取得した債権の全額、②①以外の場合は、被保険者又は保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額を限度として債権が保険会社に移転する」と定めている。

このように保険法が差額説を採用し、これを片面的強行規定としたことに加え、上記の最高裁判決が出されたことから、保険法の下では当然に裁判基準差額説が適用されることとなり、これよりも被保険者に不利な内容を約款に定めることは片面的強行規定に反し許されないと解する見解がある。しかし、保険法は差額説を採用することを定めているものの、立法過程の議論において、人身傷害補償保険に関し人傷基準差額説と裁判基準差額説のいずれが妥当かを議論した経緯はなく、この点は依然として解釈問題として残るものと考えられる。私見では、保険法第25条第1項第2号は「前号に掲げる額がてん補損害額に不足するとき」という定め方をしていることから、いかなる損害の範囲で被保険者が優先的にてん補を受けるべきであるかは、ここでの「てん補損害額」の解釈によるものと考えられる。そして、「てん補損害額」とは、損害保険契約によりてん補すべき損害の額（第18条第1項参照）を指すものであり、これが当然に裁判基準損害額を意味することになるわけではなく、人身傷害補償保険の約款において、てん補すべき損害の額を明確に規定し、その限度で被保険者が優先的にてん補を受ける旨を請求権代位の規定において定めた場合には、人傷基準差額説を採用することも可能と考えるものである。

(2) 傷害保険における外来性

傷害保険における外来性の要件に関しては、最判平成19年7月6日民集61巻5号1955頁が「その文言上、被共済者の身体の外部からの作用による事故をいう」と判示して以降、活

発に議論が行われ、その後も異なる事故態様をめぐり複数の最高裁判決が出されている。なかでも、飲酒後の吐物誤嚥による窒息事故に関しては様々な研究発表が行われているが、最判平成25年4月16日判時2218号120頁は、「誤嚥は、嚥下した物が食道にではなく気管に入ることをいうのであり、身体的外部からの作用を当然に伴っているのであって、その作用によるものというべきであるから、本件約款にいう外来の事故に該当すると解することが相当である。この理は、誤嚥による気道閉塞を生じさせた物がもともと被保険者の胃の内容物であった吐物であるとしても、同様である」と判示したものである。

傷害保険における傷害の3要件である急激性、偶然性及び外来性については、保険法の立法過程においても議論が行われ、これらを「傷害」の要件として法律上規定するかどうかを検討されたが、最終的には、これらの3要件を充たさない傷害を担保する傷害保険も広く保険法の傷害疾病定額保険契約の対象とするため、保険法においては特に「傷害」の定義が定められなかったものである。

上記の最高裁判決をめぐる議論は、保険法の制定後に活発に論じられるようになったため、商法と保険法のどちらが適用されるかによって、外来性の考え方に影響が生じるかどうかが一応問題となり得る。しかし、前述したとおり、保険法は傷害の定義を法定していないため、約款上外来性をいかに規定するかにつき保険法が何らかのルールを設けているものではなく、外来性の定め方によって片面的強行規定に抵触するか否かの問題が生じることになるわけでもない。

結局のところ、外来性をめぐる議論は、最高裁判決においても示されているとおり、約款上「外来の事故」としか定めていないことから様々な解釈問題が生じているものにすぎない。したがって、外来の事故について約款上明確な定義を定めることにより、上記最高裁判決と異なる結論を導くことも可能であり、実際に、近時の生命保険会社の約款の中には、外来の事故について身体の内部に原因があるものを除外する旨の定義規定を設けるものが見られる（これらの約款上の外来性の定義についても、今後の解釈問題として残るものである。）。

（3）近時の法改正との関係

保険法の立法過程において、商法の海上保険に関する規律については、将来の海商法の改正の議論に委ねることとし、保険法の立法時には所要の整備にとどめることとされたが、その後、商法（運送・海商関係）部会における議論が進められ、本年1月に法制審議会において要綱の取りまとめが行われた。

保険法の片面的強行規定との関係では、同要綱において、告知義務について保険法と異なる規律が設けられている点が注目される。具体的には、保険法の質問応答義務の規律とは異なり、自発的申告義務が定められており、「保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、危険に関する重要な事項について、事実の告知をしなければなら

ない」とすることが示されている。

同規律を含む商法の改正法案については、今後国会で審議されることになるが、典型的な企業保険の1つである海上保険契約について、告知義務に関し家計保険と異なるルールが設けられることは、実務的には大きな影響を有するものと思われる。前記6で述べたとおり、保険法は海上保険契約を片面的強行規定の適用除外としているため、本来は法律上海上保険契約に関し特別に自発的申告義務の規律がなくても、自発的申告義務を定める約款を作成することは可能であり、それで実務上は支障がないともいえる。しかし、現実には、保険法施行後の約款において、海上保険契約や運送保険契約等についても質問応答義務とする約款改正が行われていることから分かりますとおり、法律レベルで正当性の裏づけのない規定を設けることについて約款改定の認可を得ることは容易ではないため、海上保険契約のスタンダードとしてあるべき告知ルールを法律により定めることの意義は大きいと思われる。

また、民法（債権法関係）についても、保険法の立法時にはまだ検討中であった改正法案が現在国会に提出されており、近いうちに法案の成立が見込まれる状況にある。保険法は民法の特別法であるため、保険法の立法段階においては、将来の民法の改正法案の内容によっては一定の範囲で保険法の整備を行う必要性が生じることも想定されていたが、最終的な法案の内容からは、消滅時効の起算点に関する点を除き、保険法の整備の必要はない見込みである。

以 上